

京都市文化観光資源保護財団

会報

72

NO.

1996. 11. 15

もくじ

—寄稿—

「文化財登録制度と住宅建築」

富島義幸 P 2

「雙ヶ岡つれづれ環境守り10年」

御室自治連合会会長・名勝雙ヶ岡保存会会長

松本晴宏 P 4

—保護財団の活動—

P 5





文化財登録制度と 住宅建築

富島 義幸

今日、京都を訪れる多くの人々が期待するのは、美しい自然や歴史的な風物を蔵した古都としての姿である。文化財建造物は、こうした京都の姿を構成する重要な要素の一つであるが、これらの建築を訪ねる人々は、宗教・歴史などに彩られた特別な空間へ入り込むこと、つまり非日常的な空間体験を求めているのであろう。

近年の社会の急激な変化は、生活空間としての建築に過去との断絶を生み、歴史的な建築は生活とはほとんど無縁の、非日常的なものと考えられるようになってきている。文化財建造物が非日常的なものとなる時、最初に本来の意義を失うのは住宅建築である。

そもそも住宅建築は、住むという日常性がその意義の根底にある。近年、京都の町家が急速に失われている背景には、経済的・法的要因もあるが、文化遺産であることと生活の場であることの間を揺れ動き、その意義の落ち着くべき場所を見出せていないこともあると考えられる。

現在、国宝・重要文化財に指定されている建築は、古い姿で永久保存されることが原則であり、住宅建築も同様に扱われてきた。この原則が、文化遺産としての建築を保存することに大きく貢献していることは言うまでもない。しかしその一方で、古い姿であるがゆえに現代の生活に適応しない住宅建築は、生活の場であり続けることが少なくなっている。つまり、住宅建

築が文化財になることは、建築だけでなく、そのなかでの行為——生活文化そのもの——までが凍結してしまうことになりかねない。文化を過去のものとして凍結させてしまうならば、新たな文化の創造を歴史的な遺産に求める試みは意味のないことになる。

こうした状況のなか、新たな文化財登録制度の施行は、文化財としての住宅建築の保存のみでなく、その意義を見直すための重要な機会になることは間違いない。建築後50年以上の建造物から幅広く文化財を登録し、条件付きではあるが、改造の自由もかなりの範囲で認める新制度の導入によって、生活の場としての文化財建造物が増加することは確実である。結果として、文化財建造物の概念に日常性という新たな要素が入り込み、残してゆくために姿を変えることが必要な建築が生じてくるはずである。

建築は文化を反映する空間でもあるし、文化を創り出す空間でもある。文化財としての住宅建築を、生きたものとして現在の生活に対応させてゆく行為は、伝統的な生活文化、建築技術の継承のみならず、歴史のコンテクストのなかでの文化創造へともつながってゆく。

しかし、文化財としての住宅建築を扱うとき、生活の要求を最優先して、安易に改造する方法、文化遺産として古い姿で凍結保存する方法のいずれもが、そのままでは適用できない。安易な変更は、貴重な文化遺産を失わせる可能性があるし、生活に全く適応しない住宅建築が後世に継承されてゆくとも考えられないからである。

生活の変化とともに建築が変えられるのは自然であり、それを示す数々の痕跡は、生活の記憶の集積——生きた建築としての歴史——には

かならない。文化財建造物に働きかけることは、修復であれ改変であれ、行為そのものも歴史の一部として刻印される。大切なことは、歴史として記憶されるに値する、どれだけの行為がなされるかであろう。そのために新しい理念が必要とされるが、これは文化財建造物を現代生活のなかで活用してゆこうという試行錯誤から生まれてくるものであろう。

文化財である住宅建築をあつかうとき、建築だけでなく、そこでの生活からも歴史的要素を抽出し、適確に選択・活用してゆくための知識と技術が要求される。したがって建築技術者には、これらの建築と生活文化双方の歴史を理解しておくことが必要とされる。

現代の社会現象としてみられる様々な行き詰まりは、建築の大量生産・大量消費への反省、歴史の再評価へと向かわせている。新たな文化

財登録制度は、文化財建造物に対する新たな意識を生み、過去と断絶した歴史のコンテクストをつなぐものとして期待されるのである。

(京都大学大学院工学研究科博士課程)



町家の再生工事で、腐蝕した柱下端部を伝統的な大工仕事で根継ぎする。町家を扱うさいにも、文化財建造物の修理技術が大いに参考になる。



京都の町家と路地

(掲載写真：水野歌夕提供)



雙ヶ岡つれづれ 環境守り10年

松本 晴宏

京都の西郊（右京区）御室の地におだやかな山容を見せる雙ヶ岡は、市街地の数少ない緑地として、又自然に親しめる市民憩いの公園として御室の桜で知られる仁和寺と共に南に法金剛院、東に妙心寺、竜安寺の藁が並ぶ歴史的文化遺産の多い景勝地として、古来より多くの人々に親しまれた処であります。鎌倉から室町へのはざまに生をうけた兼好法師は、庵を雙ヶ岡の裾に営み、心にうつりゆくよしなし事を書きつづりし徒然草に

「御室御所にいみじき稚児ありけるをいかで誘い出して遊ばんとたくむ法師ありき、雙ヶ岡の便よき所に」

とある。昭和53年に京都市が公有化致し、全域の環境整備が行われて、昭和61年には名勝公園として市民に活用される様に成りました。雙ヶ岡周囲は、住宅に囲まれ山内には『こもればのひろば』『はなみのひろば』『つれづれの道』そうして一ノ丘には、200段の丸太階段が生まれ登り易くなっています。山頂には、『とおみのひろば』が



▲名勝雙ヶ岡保存会を中心とする地域の皆さんによるクリーンキャンペーン
◀雙ヶ岡の樹木と野鳥を紹介する図板



雙ヶ岡の一ノ丘山頂付近で楽しむ幼児たち

あり、夏の風物詩であります東の大文字、西の鳥居の火を鮮やかに見ることが出来、人々で頂上は賑わっています。山内散策路がもうけられて、花は咲き、鳥は囀り、野生の鹿（愛称花ちゃん）は人なつっこく生存しています。私たち御室学区自治連合会は、名勝雙ヶ岡保存会を設置して、地域あげて監視清掃運動を行っております。特に、保存会は毎日々の巡視を始め月一回の清掃活動を繰り広げ、春秋二回の地域住民と各種団体に依るクリーンキャンペーンを行っています。雙ヶ岡の美観を保持するため、行政と住民の二人三脚を固めて色々な物事も解決している次第です。最近の愛犬家の散歩マナーについて、色々問題がある今日、当山内の愛犬家に呼びかけ愛犬クラブを設立してお互いにマナー問題についての話し合いの場をもうけたいと

当保存会は考えております。犬散歩のグループ自身で相互監視も必要と考えています。市民のみなさま是非ご散策下さい。

（御室自治連合会会長）
（名勝雙ヶ岡保存会会長）

史跡等の保護管理と 地域の保存会活動

■ 日常の維持管理活動の 取り組み

保護財団では、前号の会報で詳しくご紹介しましたとおり本年度から京都市からの委託により14か所の史跡、名勝、天然記念物の保護管理を行っています。

文化財のなかでも史跡、名勝、天然記念物の保護については、日常の適切な管理を行うことが必要とされています。

名勝雙ヶ岡では、名勝公園として常に良好な緑地の維持のために日常、樹木の管理などを行って



雙ヶ岡での危険木の伐採管理

餌などがされないように日常の見回り監視を行っています。

さらに、12か所の史跡においても良好で安全な環境を保つため日常から樹木の剪定、危険木の伐採、除草などを行い常に良好な状態での維持管理に努めています。

財団では、このように史跡等の保護管理活動を日常行っていますが、管理にあたっては、それぞれの地域住民の方々のご協力がなければできません。

▶ 深泥池での除草作業



雙ヶ岡での植樹管理

り、マツクイムシなどによる被害から守るため薬剤による防除対策を進め、肥培管理や生垣づくり、枯損木の植替えなども計画的に行っています。

又、氷河期からの生物群が今も生き続け、生物群集が国の天然記念物に指定されています深泥池では、貴重な動植物を保護するため外来植物の除草や池の環境保全のため魚つりや動植物の持ち込み・採取の禁止、野鳥・魚類への給



■地域の保存会や 住民の方々とともに

現在、各史跡等の管理については、それぞれ保存会を中心とする地元地域の方々による日常の見回りや清掃などの様々な熱心な活動により支えられています。

雙ヶ岡や深泥池では、保存会を中心に地域の方々と日々清掃やクリーンキャンペーン

を定期的に繰り広げていただいております。又、史跡天皇の杜古墳保存会、史跡蛇塚保存会、榎原廃寺跡史跡公園保存会、史跡西寺跡保存会、方広寺石塔保存会の各史跡保存会でも日常の見回りや定期的な清掃などのご協力により良好な管理が行われています。

財団では、今後さらに各保存会や地域住民の方々と行政との連携を図りながら、史跡管理専門委員会の委員並びに役員・会員の皆様などのご支援、ご協力のもとに「パートナーシップ」の構築に努め京都の貴重な文化財である史跡等の保護管理を行っていきたいと考えています。



深泥池の地域住民の方々
によるクリーンキャンペーン



史跡西寺跡保存会の皆さん
による清掃活動

インターネットで京都の文化財を世界に発信

財団活動を紹介し、京都の文化財保護への協力を呼びかける

当財団では、11月下旬よりインターネット上にホームページを開設し、京都の文化財及び事業活動などを広く全国・世界に向けて情報発信を行います。



保護財団のインターネット
ホームページ

京都市域の文化財建造物・史跡・行事芸能などをそれぞれテーマ別に紹介する「京ウォッチング」をはじめ平安建都千二百年を機に取り組んでいます京都の歴史ある名所・史跡を巡る「文遊回廊ーヒストリカルトレイルー」の紹介などのページを設け京都の文化財の魅力を順次紹介していきます。

又、財団の設立趣旨や事業概要の紹介もおこない、基金募金への協力を広く全国の京都を愛する方々に呼びかけていきます。さらに財団が主催する催し、出版物などの啓蒙普及事業の案内も逐次更新し、参加申込の受付なども行います。会員の皆様もアクセスしてご利用下さい。

ホームページアドレス <http://web.kyoto-inet.or.jp/org/kyobunka>
Eメール kyobunka@mbox.kyoto-inet.or.jp

「晩秋の安楽寺」 参観のご案内

財団では、会員の皆様に京都の文化財により親しんでいただくため、様々な文化財の啓蒙普及事業を実施しています。

今回は、紅葉がひときわ美しい東山山麓の鹿ヶ谷にあります「安楽寺」の秋の特別公開にご招待いたします。

安楽寺は、鎌倉時代に開創された由緒ある寺院で、四季折々の草花が境内を彩ります。

実施内容は次のとおりです。

参観期日 11月23日(祝)・24日(日)・30日(土)
12月1日(日)・7日(土)・8日(日)の6日間

97年版 京の文化財カレンダーのお知らせ

毎年、京都の文化財をテーマに作成していますオリジナルカレンダーを、97年版は「京の史跡・名勝・天然記念物」をテーマに発行いたします。

掲載内容 史跡 蛇塚古墳
天然記念物 深泥池生物群集
史跡 天皇の杜古墳
史跡 御土居
史跡 榎原廃寺跡
名勝 雙ヶ岡

規格 B3サイズ・8枚もの(表紙・裏表紙解説含む)

申込方法 文化財カレンダー希望、住所、氏名、電話番号(法人の場合は、法人名と代表者名)を記入し郵送料

参観時間 各日とも 午前9時30分～午後4時30分

実施要項 当会報に同封しております招待状をご持参になり、参観日時のご都合の良い日時にそれぞれ直接参観して下さい。なお、参観は当寺院の案内に従って下さい。



切手390円分を同封のうえ封書でお申し込み下さい。

申込期限 12月20日まで(必着)



史跡 天皇の杜古墳



史跡 榎原廃寺跡

役員の異動

団体等の代表者の交替並びに新任者の就任に伴い、新役員が次のとおり選任されました。

(敬称略・順不同)

評議員 山盛善三郎 (社団法人京都市観光協会専務理事)

退任役員

理事 秋山幸雄 (前京都市会副議長)

評議員 岩崎正視 (前社団法人日本自動車工業会会長)

伊藤助成 (前社団法人生命保険協会会長)

新任役員

理事 小川利治 (京都市会副議長)

佐伯尚孝 (株式会社三和銀行頭取)

木暮剛平 (株式会社電通会長)

評議員 富永孝雄 (社団法人日本自動車工業会副会長)

波多健治郎 (社団法人生命保険協会会長)

三好俊吉 (日本鋼管株式会社社長)

平成8年度 文化財専門委員会を開催

去る8月30日今年度の当財団の助成対象を審議します文化財専門委員会を川上貢委員 (京都大学名誉教授), 西川幸治委員 (京都大学名誉教授), 武田恒夫委員 (大阪大学名誉教授), 井上正委員 (奈良大学教授), 福島博委員 (京都市消防局予防部長) 以上5名の委員の方々の出席のもとに開催しました。

委員会では, 文化観光財の保護事業として要法寺西門修理工事等建造物の部5件, 平野神社扁額三十六歌仙図修理等美術工芸品の部3件, (財)冷泉家時雨亭文庫土蔵屋根葺替工事等防災設備の部3件, その他の施設の部として隣華院表門袖堀, 脇堀修理工事1件の計12件がそれぞれ助成対象に選定されました。

又, 伝統行事芸能は, 行事14件, 芸能29件の計43件が例年どおり助成対象に選定されました。

なお, 助成額は, 当財団の理事会評議員会において決定されます。

修学院離宮・円徳院 文化財特別参観を実施

去る6月5日～7日の3日間例年どおり修学院離宮特別参観を宮内庁のご協力によりまして京都市とともに実施いたしました。



修学院離宮の下離宮寿月観を見学する参観者

今回は, これまでの上離宮, 下離宮に加え中離宮の参観もおこない, およそ400名の会員の方が見学されました。

又, 平成7年度に助成を行いました円徳院の方丈解体修理の落慶を記念して, 去る8月23日～25日に行われました特別公開におよそ660名の会員の方が参加し, 円徳院方丈, 方丈襖絵, 名勝庭園などを鑑賞することが出来ました。



円徳院の名勝庭園を鑑賞する会員の方々

申込先 〒606 京都市左京区岡崎最勝寺町
京都会館内

京都市文化観光資源保護財団 宛
注・申し込み資格は保護財団会員に限ります。

・申し込み多数の場合は, 抽選となりますのでご了承下さい。

・カレンダーの発送は12月中旬頃の予定です。

・申し込み部数は, 法人・個人ともに一部とさせていただきます。

なお, 会員の方で, この申し込み以外に当カレンダーの配布を希望されます方や会員以外の方でご希望される方がおられましたら, 実費頒布もおこないますので事務局までお問い合わせ下さい。

第7回 京の歳時記展
「京都の剣鉾」開催

第7回を迎えます今回の本展は, 古く御霊信仰に由来をもち現在も京都の神社の祭りの中で伝承されています剣鉾をテーマに美術工芸品としても価値のある剣, 鉾, 吹散などや記録資料, 写真パネルなどの展示とビデオにより紹介いたします。

期 間 平成9年2月8日(土)～3月2日(日)

会 場 京都市四条ギャラリー

—入場無料— (下・四条高倉四条東洋ビル地階)

開所時間 午前10時～午後7時 水曜日休所



剣鉾の当家の飾り

第27回
「京の郷土芸能まつり」開催

京都の四季におりなす代表的な民俗芸能などを一堂に集め, 「京の四季」をテーマに開催いたします。

日 時 3月8日(土)

開場14:00・開演14:30 (公演約2時間)

会 場 京都会館第2ホール(左京区岡崎)

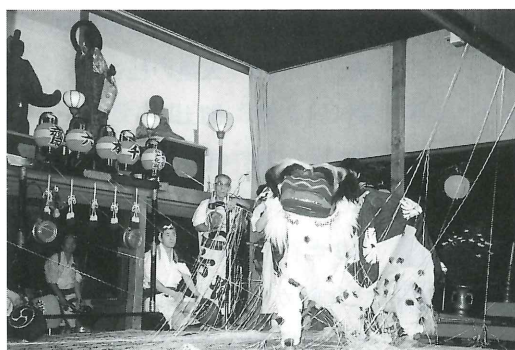
主 催 京都市・(財)京都市文化観光資源保護財団・(社)京都市観光協会

後 援 (財)平安建都千二百年記念協会

出演芸能と団体 壬生大念仏狂言 (壬生大念仏講)・上賀茂やすらい花 (上賀茂やすらい踊保存会)・北観音山祇園囃子 (北観音山保存会)・千本六斎念仏 (千本六斎会)・久多花笠踊 (久多花笠踊保存会)・梅ヶ畑平岡八幡宮の剣鉾差し (梅ヶ畑剣鉾保存会)・木遣音頭と鉦始め (番匠保存会)

入 場 料 1,500円(全席指定)

京都市内百貨店プレイガイド, 京都市文化ホール運営センター, 京都市観光案内所などで1月中旬より発売



今回出演する千本六斎念仏

[illegible]

◆◆◆ 後 援 事 業 ◆◆◆

●第15回京の文化財 図画・作文・詩コンクール作品展

京都市が、文化財保護の普及啓発事業の一環として、京都の文化財をテーマに京都市内の小学生から募集しました図画・作文・詩の中から優秀作品が展示紹介されます。

期間 12月24日～1月31日 ー入場無料ー

(毎週水曜日・12月28日～1月4日・1月19日休館)

会場 京都市女性総合センター「ウイングス京都」
(中京区東洞院六角下る御射山町262)

●平成9年「新始め」行事

「^{ちようなはじ}新始め」とは、平安時代から伝承されている建築儀式の一つで、一年の仕事始めに、建築に従事する人達が無事安泰を祈願する行事です。

伝承に努めておられる番匠保存会の方々により行われます。

日時 1月2日(休)午前10時 ー無料ー

場所 広隆寺 本堂前(右京区太秦)

史跡パンフレット配布のお知らせ

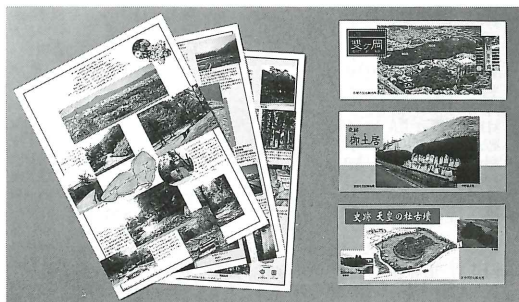
京都市が発行しています3か所の各史跡等のパンフレット(B4判三折・無料)を、保護財団事務局でも配布しております。ご希望の方は名称を記入のうえ、送料として切手130円分(3種類ともご希望の方は190円分)を同封のうえ保護財団事務局宛てにお申し込み下さい。

配布物 ・名勝 雙ヶ岡

・史跡 御土居

・史跡 天皇の杜古墳

(内容:解説文、資料写真・図面、位置図など)



お 知 ら せ

京都市文化市民局文化財保護課の執務室が11月5日をもって左・岡崎京都館から京都市役所本庁舎に移転しましたのでお知らせします。新住所は次のとおりです。

〒604 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488
(京都市役所本庁舎 1階東側)

TEL 075-222-4112/FAX 075-213-1725

編 集 後 記



本号では、当財団のインターネットホームページをご紹介しております。インターネットを通じ、京都の貴重な文化財情報を国内や世界に発信し、京都の文化財への理解と文化財保護への協力などを呼びかけたいと思います。

皆様方の一層のご協力をお願い申し上げます。

会 報 No.72

1996. 11. 15

会 報 題 字/理事長 上山善紀

会 報 表 紙/名勝 雙ヶ岡の一ノ丘から望む御室仁和寺

編集・発行/財団法人京都市文化観光資源保護財団
京都市左京区岡崎最勝寺町京都館内

〒606 TEL 075 (752) 0235

FAX 075 (752) 0236